

職務分掌に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立函館病院高等看護学院(以下「学院」という。)の業務を円滑に行なうため、函館市病院局処務規程(平成18年函館市病院局規程第28号)に定めるもののほか、職員の職務分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学院長は、病院局長の命を受け、校務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 副学院長は、学院長を補佐し、運営管理に関する業務を担当し、所属職員を指揮監督する。

3 教務課長は、上司の命を受け、運営管理に関する業務を担当し、教育および庶務に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

4 実習調整者は、上司の命を受け、実習に関する業務を統括し、実習に携わる職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受け、所管の業務または事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 基幹教員は、上司の命を受け、教育に関する業務を担当する。

7 実習指導教員は、上司の命を受け、実習指導に関する業務および基幹教員の業務の補助を担当する。

8 事務職員は、上司の命を受け、事務に関する業務を担当する。

(分掌業務等)

第3条 学院の分掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 学院の運営管理に関すること。
- (2) 学生の募集、入学等に関すること。
- (3) 学生の教育に関すること。
- (4) 学院の庶務に関すること。
- (5) 学院の経理に関すること。

2 前項第5号の業務は、病院局管理部経理課において処理する。

3 学院の職員の分掌事務は、学院長が別に定める。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

2 市立函館病院高等看護学院業務分掌規程(平成26年4月1日施行)は、廃止する。